

○農林水産業技術研修規程

昭和 56 年 5 月 26 日
京都府告示第 396 号

農林水産業技術研修規程を次のように定める。

農林水産業技術研修規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、農林水産業を営む者及び農林水産業の経営を志す者に対して農林水産業に関する技術を修得させるために、京都府農林水産技術センター（以下「技術センター」という。）の次に掲げる機関（以下「研修機関」という。）において行う農林水産業技術研修（以下「研修」という。）について必要な事項を定める。

- (1) 農林センター
 - ア 作物部
 - イ 園芸部
 - ウ 環境部
 - エ 森林技術センター（森林部）
 - オ 丹後農業研究所（丹後特産部）
 - カ 茶業研究所（宇治茶部）
- (2) 生物資源研究センター
- (3) 畜産センター
- (4) 海洋センター

(平 21 告示 193・全改)

(研修教科及び研修期間)

第 2 条 研修教科は、学科及び実習とし、研修期間は 3 月以上 2 年以内とする。

(平 25 告示 165・一部改正)

(受研資格)

第 3 条 研修を受研することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 40 歳未満の者で、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業したもの又はこれと同等以上の学力があると技術センターの長（以下「技術センター長」という。）が認めたもの
- (2) 前号に掲げる者のほか、技術センター長が適当と認めた者

(平 25 告示 165・一部改正)

(受研の手續)

第 4 条 研修を受研しようとする者は、農林水産業技術研修申込書（別記第 1 号様式）を技術センター長に提出しなければならない。

(平 21 告示 193・一部改正)

(受研の決定)

第 5 条 技術センター長は、前条に規定する農林水産業技術研修申込書の提出があつたときは、研修機関の収容能力を考慮して受研者を決定する。

(平 21 告示 193・一部改正)

(誓約)

第 6 条 前条の規定により研修の受研者として決定された者は、決定の通知を受けた日から 10 日以内に誓約書（別記第 2 号様式）を技術センター長に提出しなければならない。

(平 21 告示 193・一部改正)

(受研の決定の取消し)

第 7 条 技術センター長は、成業の見込みがないと認めた者及び研修機関の長の指示に従わず研修機関の秩序を乱した者に対して受研の決定を取り消すことができる。

(平 21 告示 193・一部改正)

(修了証書)

第 8 条 技術センター長は、研修を修了した者には、修了証書（別記第 3 号様式）を交付する。

(平 21 告示 193・一部改正)

(書類の提出)

第 9 条 この規程により技術センター長に提出する書類は、研修の受研を希望する研修機関の長を経由しなければならない。

(平 21 告示 193・追加)

(委任)

第 10 条 この規定に定めるもののほか、研修に関し必要な事項は、技術センター長が別に定める。

(平 17 告示 224・旧第 10 条繰上、平 21 告示 193・旧第 9 条繰下・一部改正)

附 則

- 1 この告示は、昭和 56 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 56 年度京都府立茶業技術練習生及び碓高原総合牧場畜産技術研修生として、現にそれぞれの試験研究機関に在所している者は、この規定による研修生になるものとする。
- 3 畜産技術研修規程（昭和 55 年京都府告示第 370 号）は、廃止する。

附 則（昭和 59 年告示第 256 号）

この告示は、昭和 59 年 4 月 17 日から施行する。

附 則（平成 9 年告示第 251 号）

この告示は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年告示第 212 号）

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年告示第 224 号）

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年告示第 193 号）

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年告示第 165 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

（平21告示193・全改）

別記

第1号様式（第4条関係）

農林水産業技術研修受研申込書

年 月 日

京都府農林水産技術センター長 様

住所

氏名<ふりがな>

印

年 月 日生

農林水産業技術研修を受研したいので関係書類を添えて申し込みます。

1 受研を希望する研修機関

センター（農林センターにあっては、部名まで記載）

2 添付書類

(1) 履歴書

(2) 健康診断書

(3) 写真（申込み前3箇月以内に撮影した正面上半身無帽のもの）

第2号様式（第6条関係）

（平15告示212・平21告示193・一部改正）

誓約書

農林水産業技術研修生として、研修期間中は、研修機関の長の指示等を堅く守り、研修に専念することをここに誓約します。

年 月 日

京都府農林水産技術センター長 様

農林水産業技術研修生

住所

氏名

印

第3号様式（第8条関係）
（平21告示193・一部改正）

第 号

修了証書

氏名

年 月 日生

あなたは農林水産業技術研修の課程を修了したことを証します。

年 月 日

京都府農林水産技術センター長 印